

18 外部監査公表第 3 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 18 年 5 月 10 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 9 月 7 日

福岡市監査委員	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査報告と措置の件数

(1) 17 外部監査公表第 1 号 (平成 17 年 4 月 28 日付 福岡市公報第 5255 号 (別冊) 公表) 分

- | | | | |
|-------|----------------------------------|-----|------|
| テーマ 1 | 水道事業会計及び工業用水道事業会計に関する財務事務の執行について | ... | 12 件 |
| テーマ 2 | 財団法人福岡市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について | ... | 7 件 |
| テーマ 3 | 総務企画局情報化推進室に係る財務事務の執行について | ... | 2 件 |

2 講じた措置の内容

以下のとおり

第1 17 外部監査公表第1号(福岡市公報平成17年4月28日第5255号(別冊)公表分)
 テーマ1 水道事業会計及び工業用水道事業会計に関する財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1. 委託について</p> <p>(6) 多々良浄水場清掃業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度及び平成15年度の2回 の入札とも(株)愛光ビルサ-ビスが連続受注している。平成14年度及び平成15年度は、2回入札を行ったが、1回目と2回目の業者が1位不動である。</p> <p>2位以下業者の動向</p> <p>平成14年度の2回目の入札では、2位以下8業者は、わずか2万円の幅の中に整然と並んでいる。また、2回目の入札で1回目最低入札額以上の価格での入札を行っているため無効となっている。</p> <p>入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成15年度では、入札1回目の1位業者は、積算金額の106.4%で入札していたが、2回目には、落札率98.9%と、ほぼ落札率100%に近づけ、2位以下の業者は1位業者に追随していない。入札2回目で、1位業者のみがほぼ落札率100%で落札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分</p>	<p>清掃業務については、平成16年4月1日からの予定価格の公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成17年4月1日から本格実施している。</p>

<p>確保されているとは認め難い。清掃業務は平成 16 年 4 月 1 日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>3. 負担金について</p> <p>(1) 五ヶ山ダム連絡協議会の運営に対する負担金</p> <p>「五ヶ山ダム連絡協議会」の経費収支決算書によれば補助金の内容は水源地域整備促進対策費（ダム建設に伴う調査研修及び住民に対する広報）と記載されている。しかし、最終的な補助金の受け手である那珂川町及び東背振村の連絡協議会からの会計報告が入手されていないため、実際に何に使われたのか資金使途の把握ができない。那珂川町及び東背振村の連絡協議会からの会計報告を入手しておく必要がある。</p>	<p>那珂川町及び東背振村の連絡協議会からは、五ヶ山ダム連絡協議会へ水源地域整備促進対策費補助金交付要綱に基づく事業実績報告がなされ、監事による監査が行われており、本市へは五ヶ山ダム連絡協議会を通じて報告がなされている。現在は、本市も事業実績報告書を入力して確認し、補助金の適正執行に努めている。</p>
<p>5. 退職給与引当金について</p> <p>1) 「将来の経営状況等を考慮して繰り入れることが適当と認める場合は、…」(取扱要綱第 4 条第 2 項)、「将来の経営状況を考慮して取り崩しを行わないことが適当と認める場合は、…」(取扱要綱第 5 条第 2 項)のような規定の仕方では、引当金に繰り入れる額はどのような金額でもよいこととなる。これでは、退職給与引当金の</p>	<p>退職給与引当金については、取扱要綱の規定を改め、長期の人員計画に基づいた適正な計上基準を設定するとともに、引当金への繰り入れ、取崩しに関して恣意性が介入しないよう明確な基準の設定を行った。</p>

<p>計上基準としての拘束性に欠ける。経営状況を考慮してこのような処理を行った場合は、将来の経営状況及び適当と認められた理由を注記すべき旨の規定を設ける必要がある。</p>	
<p>「退職給与引当金に繰り入れる額は、当該年度退職手当予算額の執行残額の範囲内」と規定されている。これは、退職給与金予算額のうち実際に支払ったあとの残額を計上するとした基準であり、あるべき退職給与引当金繰入額を計上する基準とはなっていない。</p> <p>(中略)</p> <p>以上から、取扱要綱の規定の仕方については、退職手当予算額の執行残額とはせず、退職手当予算とは別個に、人員構成を勘案し長期の人員計画に基づいて各事業年度に負担させるべき退職給与引当金繰入額を計算し、これに基づき継続的に計上することを検討すべきである。その方が水道料金負担者の観点からは、透明性が高まるものとする。</p>	<p>退職給与引当金については、取扱要綱の規定を改め、長期の人員計画に基づいて見込んだ一定期間に発生する退職手当を、当該期間に平均して割り当てるよう基準を定め、継続的に計上することとした。</p>
<p>6. 貯蔵品について</p> <p>(2) 滞留品について</p> <p>監査の結果、滞留品が約4千万円発生している。</p> <p>(中略)</p>	<p>平成17年8月に、工事実施課に対し、滞留品利用促進の依頼及び厳密な設計によるより慎重な発注をするよう指導した。また、平成16年度から材料の大</p>

<p>滞留品が発生する原因は、配管工事に使用するために事前に配管等を購入したが、工事の進捗過程で工事内容の変更をせざるを得なくなったために発生するものが主である。水道局は、過去においてより慎重な発注を行うべきであった。</p>	<p>半を支給制から請負制に変更したこともあり、滞留品は着実に減少している。</p>
<p>9. 水質検査に使用する毒物劇物の管理について</p> <p>(1) 水質試験所</p> <p>2) 毒物劇物の棚卸状況</p> <p>棚卸は在庫管理上重要な手続であり、規定化する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>劇物については、「各保管場所の責任者は毎月末にノート(統括責任者がこのノートから劇物受払簿に3ヶ月に1回転記を行う)と在庫を確認し、確認した日付をノートに記入する」とあるが、棚卸は毎月実施されておらず、各保管場所の責任者が随時行っていた。月1回の棚卸は業務の遂行上負担となるので、実行可能な頻度、方法を現在検討しているとのことであるが、水道局として棚卸方法を検討することが望ましい。</p>	<p>水質試験用毒物劇物の取り扱いについては、「水質試験所毒物劇物危害防止規程」に基づいて適切に行ってきたが、棚卸しについても、平成17年4月から水質試験所及び各浄水場とも3ヶ月に一度、2名体制で実施することとした。</p>
<p>(2) 浄水場(乙金浄水場, 多々良浄水場)</p> <p>棚卸は年度末及び随時に実施されているが、薬品を使用している</p>	<p>平成17年4月から、棚卸については、2名体制で実施することとした。</p>

<p>者が単独で行っており，薬品の購入及び保管に直接関係のない職員を立ち合わせる等，複数人での実施が必要である。</p>	
<p>(3) 規程の整備について</p> <p>毒物劇物の取扱に関する規程が，水質試験所や各浄水場ごとに別個に定めているため，これを統一化することが望ましい。</p>	<p>毒物劇物の取扱に関する規定については，水質試験所の規定を基に，平成18年1月から統一化を行った。</p>
<p>11. 有形固定資産の管理について</p> <p>(1) 水質試験所</p> <p>1) 固定資産番号 740700-00470 生物顕微鏡について</p> <p>この顕微鏡は，耐用年数を経過した生物顕微鏡の買い替えとして購入したものである。買い替えによる場合は，旧顕微鏡は除却されて固定資産台帳からも削除されることとなる。しかし，除却したはずの顕微鏡は業務に使用されていた。旧顕微鏡であってもクリプトスポリジウム検出以外の使用には未だ十分耐えうるので使用を継続しているとのことである。しかし，このような場合，業務を行う上で必要な顕微鏡は買い替えではなく新規の購入として申請すべきものである。</p>	<p>機能が異なる機器の購入については，予算要求の際に機能の違い等を説明し，新規購入で申請することとし，所属職員に対し口頭により周知を図った。</p>

<p>2) 固定資産番号 810100 -01340 の立木について</p> <p>該当立木が存在しなかったため調査したところ、当該立木の所在は、多々良浄水場ではなく長谷ダムとして記載されるべきものであった。固定資産台帳に記載されている資産について留意する必要がある。</p>	<p>固定資産台帳への登載時の入力誤りによるものであり、速やかに所在地の訂正を行った。</p>
<p>3) 固定資産番号 730132 -04070 の実験台について</p> <p>現物との照合が出来なかった。実験台は現場に存在していたが、固定資産台帳に同種資産が複数存在しているため、特定が不可能な状況にあった。</p>	<p>それぞれの実験台に品名固定資産番号等を明記したシールの貼付を行った。</p>
<p>(3) 有形固定資産の管理について</p> <p>水質試験所と多々良浄水場において固定資産台帳と現物との照合を行ったところ、照合出来なかったものが数点検出された。現物に購入年月日や識別No.等を記したシールやプレートの貼付を検討する必要がある。</p>	<p>全ての有形固定資産の現物に品名、固定資産番号、購入年月日等を明記したシールの貼付を行った。</p>

テーマ2 財団法人福岡市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>2. 福岡市管工事協同組合との取引について</p> <p>2) 特命随意契約理由について</p> <p>漏水が発生した給水管を緊急に修</p>	

<p>理するため24時間体制をとり相当の人員の確保が必要とするが、同組合員の輪番制により効率的対応ができることや、諸手続の知識があることが挙げられている。しかし、この理由だけでは、他の企業でも対応できるのではないかと考えられる。対象エリアを分割するなど工夫して当該業務にも指名競争入札を導入することを検討する必要がある。</p>	<p>指名競争入札の導入については、福岡市水道サービス公社に対し助言を行った。なお、同公社においては、漏水発生給水管取替単価契約請負工事において、緊急に修理を要し24時間体制の確保を要する工事については、個別の業者に体制の確保をさせるより、同組合員の輪番制により体制を確保した方が経済的であり、また、災害時の応援体制等同組合員による臨機応変な対応が可能であると判断されることから、これまでどおり同組合に特命随意契約することとした。</p> <p>しかし、従来の工事契約のうち応急修繕後の本格的修繕については、これまでは緊急修繕の一連の工事として行った方が工事内容等の引き継ぎが不要であり、所有者に対する対応に一貫性が確保できる等効率的であることから同一契約内で行っていたが、より透明性を確保するため、緊急を要し24時間体制を取る必要がある応急修繕部分と応急修繕後の本格的修繕部分とに分割し、平成17年度発注分から応急修繕後の本格修繕部分については入札により業者決定を行った。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3. 委託事務の契約手続について</p> <p>(13) 東営業所庁舎清掃業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度及び平成15年度とも(株)ファビルスが連続受注している。</p> <p>平成14年度及び平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>2位以下業者の動向</p> <p>平成14年度は2回入札を行ったが、2回目は、2位以下の4業者は、わずか10,000円の幅の中に整然と並んでいる。</p> <p>平成15年度は2回入札を行ったが、2回目は、2位以下の5業者は、わずか60,000円の幅の中で整然と並んでいる。平成14年度と平成15年度とでは、入札参加業者を入れ替えているが、傾向に変化はない。</p> <p>入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成14年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の109.1%で入札していたが、2回目には、落札率99.0%と、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p> <p>平成15年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の106.0%で入札していたが、2回目には、落</p>	<p>福岡市水道サービス公社に対し、予定価格の公表の効果の検討について助言を行った。なお、同公社においては、清掃業者について平成16年度発注分より予定価格の事前公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成17年度発注分から本格実施している。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>札率 96.8%と、ほぼ落札率 100%に近づけて入札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃業務は平成 16 年 4 月 1 日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>(14) 南営業所庁舎清掃業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>同一業者の連続受注・1 位不動</p> <p>平成 15 年度は 2 回入札を行ったが、1 回目と 2 回目で 1 位不動である。</p> <p>2 位以下業者の動向</p> <p>2 回目の入札は、2 位以下の 5 業者は、わずか 1 万円の幅の中に整然と並んでいる。</p> <p>入札 1 位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>入札 1 回目の 1 位業者は、積算金額の 119.3%で入札していたが、2 回目には、1 位業者のみが大幅に値下げして入札し、落札率 97.7%と、ほぼ落札率 100%に近づけて落札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃業務は平成 16 年 4 月 1 日</p>	<p>福岡市水道サービス公社に対し、予定価格の公表の効果の検討について助言を行った。なお、同公社においては、清掃業者について平成 16 年度発注分より予定価格の事前公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成 17 年度発注分から本格実施している。</p>

<p>から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>(15) 西営業所庁舎外清掃業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について 同一業者の連続受注・1位不動 平成14年度及び平成15年度とも(株)福昭ビルサービスが連続受注している。</p> <p>平成14年度及び平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>2位以下業者の動向 平成14年度2回目の入札は、2位以下の4業者は、わずか30,000円の幅の中に整然と並んでいる。</p> <p>平成15年度2回目の入札は、2位以下の5業者は、わずか6,000円の非常に狭い幅の中で整然と並んでいる。平成14年度と平成15年度とでは、入札参加業者を入れ替えているが、傾向に変化はない。</p> <p>入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成14年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の113.9%で入札していたが、2回目には、落札率99.2%と、ほぼ落札率100%に近づ</p>	<p>福岡市水道サービス公社に対し、予定価格公表の効果の検証について助言を行った。なお、同公社においては、清掃業務について、平成16年度発注分より予定価格の事前公表試行により、ダンプिंगの防止等の効果が確認できたことから、平成17年度発注分から本格実施している。</p>

<p>けて入札している。</p> <p>平成 15 年度は，入札 1 回目の 1 位業者は，積算金額の 102.7%で入札していたが，2 回目には，落札率 99.3%と，ほぼ落札率 100%に近づけて入札している。</p> <p>以上の点から，当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃業務は平成 16 年 4 月 1 日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>(16) 福岡市水道緊急拠点施設兼水道技術研修所清掃委託</p> <p>同一業者の連続受注・1 位不動</p> <p>平成 14 年度及び平成 15 年度とも(株)大興社が連続受注している。平成 14 年度及び平成 15 年度は 2 回入札を行ったが，1 回目と 2 回目で 1 位不動である。</p> <p>2 位以下業者の動向</p> <p>平成 14 年度 2 回目の入札は，2 位以下の 6 業者は，わずか 40,000 円の幅の中に整然と並んでいる。</p> <p>平成 15 年度 2 回目の入札は，2 位以下の 6 業者は，わずか 29,000 円の幅の中で整然と並んでいる。</p> <p>平成 14 年度と平成 15 年度とでは，入札参加業者を入れ替えている</p>	<p>福岡市水道サービス公社に対し，予定価格公表の効果の検証について助言を行った。なお，同公社においては，清掃業務について，平成 16 年度発注分より予定価格の事前公表試行により，ダンピングの防止等の効果が確認できたことから，平成 17 年度発注分から本格実施している。</p>

が、傾向に変化はない。

入札 1 位業者の予定価格ピンポイント落札

平成 14 年度は、入札 1 回目の 1 位業者は、積算金額の 115.5% で入札していたが、2 回目には、1 位業者のみが大幅に値下げ入札して落札し、落札率 99.3% と、ほぼ落札率 100% に近づけて入札している。

平成 15 年度は、入札 1 回目の 1 位業者は、積算金額の 114.8% で入札していたが、2 回目には、1 位業者のみが大幅に値下げ入札して落札し、落札率 99.2% と、ほぼ落札率 100% に近づけて入札している。

以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃業務は平成 16 年 4 月 1 日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。

<p>(17) 連絡バッグ等巡回配送業務委託</p> <p>1) 積算方法について</p> <p>積算金額は運搬費(作業日数×労務単価)+諸経費(運搬費×10%)で算定されている。</p> <p>本件業務は、1日約3時間半の業務であるが、公社の積算金額は作業時間ではなく、作業日数×労務単価を基準に算定されているため、業者が入札する実勢価格との間に大幅な乖離が生じ、落札率が低くなっている。過去の実績を踏まえて積算方法の見直しを検討すべきである。</p>	<p>福岡市水道サービス公社に対し、積算方法の見直しについて指導した。なお、同公社においては、平成16年度より労務費の見直しを行い、また、平成17年度より積算方法についても見直しを行い、労務費については1日3.5時間の労働時間として算定した。</p>
<p>4. 水道料金調定・収納業務について</p> <p>6) 給水停止</p> <p>給水停止には1件当たり人件費約1,800円がかかる。また、料金納付後停水解除する場合には、通水作業代が1件当たり2,200円かかる。現在、このコストについては、給水停止者に対し請求されていない。名古屋市においては、条例において停水解除にあたり、給水契約の違約金として1,000円を徴収することとしている。停水執行・解除にかかるコストを勘案すれば、停水執行に至る前段階での料金収納をより確実にする方策を検討すべきである。</p>	<p>福岡市水道サービス公社に対し、給水停止執行等について、助言を行った。なお、同公社においては、停水執行・解除にかかるコスト削減を図るため、平成16年度から停水予告期限を経過した場合に一律に給水を停止するのではなく、給水停止の履歴がないなど、収納が見込まれる者については、訪問督促により支払いを促し料金の回収を図ることとした。</p>

テーマ3 総務企画局情報化推進室に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1. 情報化委員会の計画審査及び運用後審査について</p> <p>運用後審査は、平成14年度以降は実施されていなかった。このことは、福岡市における電子計算機その他の情報機器を活用した事務事業の適性かつ効率的、効果的な導入に資することを目的に設置された情報化委員会の機能を半減させるものであり、早急に実施すべきである。</p>	<p>運用後審査における有効な審議の実現など、情報化委員会の機能の向上及び活性化を図るため、本委員会及び検討会の構成を見直し、公平・客観的な立場で専門的・技術的観点からの助言、支援を行える職員以外の者を委員に任命した。</p> <p>また、平成17年度の運用後審査については、原課において運用後の評価書策定を行っており、策定後に情報化委員会検討会及び委員会を開催し審査を行うこととしている。</p>
<p>2. ホストコンピュータの運用管理について</p> <p>ソフトウェアサポート（電子計算機の運用等）業務委託</p> <p>b. 積算方法について</p> <p>作業項目を検討するとウィンドウズ、一太郎、ロータス1-2-3等のOAソフトの障害対応等、比較的容易な障害対応までシステムエンジニアの作業項目として積算されている。これらの作業項目については人件費単価の安い運用技術者等で積算することを検討する必要がある。</p>	<p>平成17年度からは、ウィンドウズ、一太郎、ロータス1-2-3等のOAソフトの障害対応等、比較的容易な障害対応については情報システム課職員で対応することとし、ソフトウェアサポート（電子計算機の運用等）業務委託の作業項目から外すこととした。</p>